

## 平成 28 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

・平成 28 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数は、認可保育所や小規模保育事業等の多様な保育施設の整備・拡充や、きめ細かい相談支援サービスなどに取り組んだ結果、**7 人**となりました。

・**保育所等利用申請者数は過去最大の 61,873 人**となりました。**保育所等の利用児童数は 58,756 人で、3,764 人増加**しました。なお、**ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 3,117 人**いっしょに、**昨年同時期と比較して 583 人**増えました。

・待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を進めていきます。

### 1 待機児童数等の状況

#### (1) 待機児童数

(単位：人)

区分	26年4月	27年4月	28年4月	28年-27年
就学前児童数	188,540	187,595	185,564	▲ 2,031
保育所等利用申請者数(A)※	52,932	57,526	61,873	4,347
利用児童数(B)※	50,548	54,992	58,756	3,764
保留児童数(C) = (A) - (B)	2,384	2,534	3,117	583
横浜保育室等入所数(D)	1,140	926	987	61
横浜保育室	863	678	586	▲ 92
川崎認定保育園		12	12	0
家庭的保育事業	107			0
幼稚園預かり保育	19	22	44	22
事業所内保育施設	44	43	50	7
年度限定型保育事業	18	53	131	78
一時保育等	89	118	164	46
育休関係(E)(*1)	281	334	420	86
主に自宅で求職活動されている方(F)(*2)	210	332	366	34
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	733	934	1,337	403
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	20	8	7	▲ 1

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

(\*) 補足説明

- \*1 育休関係：4月1日に育休を取得されている方
- \*2 主に自宅で求職活動されている方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- \*3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方 など

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童7人は、0歳児から3歳児までとなっています。

保留児童は低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	2人	2人	1人	2人	-	-	7人
	28.6%	28.6%	14.3%	28.6%	-	-	100.0%
保留児童数	445人	1,713人	608人	277人	47人	27人	3,117人
	14.3%	55.0%	19.5%	8.9%	1.5%	0.9%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童数では、Aランクが2人、Cランクが2人、Eランクが2人、Fランクが1人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G	H	計
28年4月	2人	-	2人	-	2人	1人	-	-	7人
	28.6%	-	28.6%	-	28.6%	14.3%	-	-	100.0%

※ランクについては、11ページの参考資料4を参照ください。

(4) 北部3区における保育所等の利用状況

港北区、神奈川区、鶴見区の北部3区では、利用申請者数が大きく増加しているため、定員増や定員を超えた受け入れを行ってもなお不足する状況となり、多くの保留児童数が生じる要因となっています。

(単位 実数：人)

	就学前児童数 (A)		保育所等定員 (B)		利用申請者数 (C)		利用者数 (D)		保留児童数 (E)		待機児童数
	児童数	増減率	定員	定員増 28-27	申請者数	申請増 28-27	利用者数	実施率 (D/B)	児童数	保留率 (E/C)	
港北区	19,091	1.4%	6,059	267	6,904	609	6,340	104.6%	564	8.2%	2
神奈川区	11,712	0.6%	3,878	311	4,289	361	3,964	102.2%	325	7.6%	2
鶴見区	16,319	-0.1%	5,479	388	6,007	591	5,676	103.6%	331	5.5%	3
市全体	185,564	-1.1%	58,754	2,732	61,873	4,347	58,756	100.0%	3,117	5.0%	7

## 2 27年度の取組

平成28年4月以降の待機児童ゼロを目的に、待機児童対策副市長プロジェクトを実施し、「保育ニーズや人口動態の地域差が顕著」、「保育ニーズが高い地域ほど物件や用地の確保が困難」、「保育士の確保が困難」等の新たな課題について、全庁的に分析・検討を進めました。この検討結果を踏まえた「考え方と方策」に基づき、取り組むこととしました。

- … <今後の待機児童対策について「考え方と方策」> ……………
- ① (全市一律ではない) エリア毎の待機児童対策の実施
  - ② 状況変化に迅速かつ柔軟な対応及び“ゼロ”を継続するための中期的対策
  - ③ 既存資源の活用
  - ④ 受入枠拡大に伴う保育士確保
  - ⑤ 質の確保

### (1) 認可保育所等の整備・拡充

企業等の参入促進及び市有地等の活用による保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は1,302人、認定こども園の定員増は216人となりました。

#### ア 設置主体別の保育所数

28年4月1日開所と、27年度途中開所の計32か所のうち、15か所が企業で、28年4月1日現在、累計596か所のうち216か所が企業となっています。

【設置主体別保育所数】 (市立保育所(84か所)を除く)

	社会福祉 法人	企業 ※	学校 法人	NPO 法人	一般財団 法人	宗教 法人	医療 法人	個人	合計
28年4月1日開所	10	14	1	4	—	—	—	—	29
27年度途中開所	1	1	—	1	—	—	—	—	3
28年4月1日累計	315	216	11	33	6	7	1	7	596

※企業は、株式会社・有限会社・合同会社を指します(株式会社だけは、28年4月1日で204か所)。

#### イ 認定こども園\*の整備

子ども・子育て支援新制度のもと、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の定員増は7か所、216人となりました。

\* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

#### ウ 川崎市との待機児童に関する連携協定に基づく共同整備

横浜市と川崎市の「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、市境周辺において両市民が利用できる保育所を両市にて共同整備を進め、平成28年4月に開所しました。

保育所名：幸いづみ保育園  
所在地：川崎市幸区南幸町3-149-3  
開所日：平成28年4月1日  
定員：90人(横浜市30人、川崎市60人)



## (2) 低年齢児対策

### ア 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備・改修を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は 37 か所 591 人となりました。

### イ 新設園 4・5 歳児室等を活用した年度限定型保育の実施

開所後 2 年程度の新設保育所の 4・5 歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく定員に空きが生じています。「新設園 4・5 歳児室等を活用した年度限定型保育事業」は、この空きスペース等を活用し、保育所を利用できなかった 1・2 歳児を受け入れています。平成 28 年度から世帯の市民税額に応じた利用料の 2 段階設定を行い、28 年 4 月 1 日現在、1 歳児 106 人、2 歳児 30 人の児童が利用しています。

## (3) 幼稚園預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園預かり保育の実施支援を行い、新たに 7 園 195 人の受入枠を拡大しました。実施園数は全体の 6 割に達しています。

<参考：受入枠拡大の取組>

取 組		27 年度の成果
I 保育所等の新設等による定員増		
	認可保育所整備	1, 302 人
	幼保連携型認定こども園の整備	216 人
	小規模保育整備事業	591 人
	横浜保育室の認可移行支援	278 人
II その他の取組		
	家庭的保育事業	▲21 人
	地域型事業所内保育	20 人
	私立幼稚園預かり保育の拡充	195 人
合 計		2, 581 人

## (4) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。現在は各区のこども家庭支援課に 1～3 人、合計 27 人配置しています。

## (5) 保育士の確保

保育施設の整備とともに、保育士確保が喫緊の課題です。本市では関係機関と連携するなどして次の取組を実施しました。

### ア 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者を対象とした「保育士就職支援講座」(5 回)、「就職面接会」(5 回)をそれぞれ開催し、107 人の方が採用に結び付けました。

## イ 保育士宿舎借り上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舎を借り上げる際、市が必要な経費の助成を行う「保育士宿舎借り上げ支援事業」を実施し、136 法人からの申請があり、901 戸分の交付決定をしました。

## ウ 保育士・保育所支援センター

神奈川県及び政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談・あっせん等を行い、市内保育施設に 83 人の方が採用となりました。

## エ その他

市内保育施設等で保育補助者として従事し、保育士資格取得を目指す方を支援するために、保育士試験直前対策講座を開催しました。

また、神奈川県が実施した地域限定保育士試験の実技試験会場で、かながわ保育士・保育所支援センターや就職面接会のチラシを配布し、当センターへの登録や就職面接会への参加を呼び掛け、試験合格者を速やかに就職に結びつけられるよう働きかけました。

## (6) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、監査や運営指導に加え、保育士の処遇改善を目的とした助成や、研修の実施によるスキルアップなど、次の取組を実施しました。

### ア 処遇改善等のための助成

職員の処遇の向上を図るため、勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた国の助成に加え、市独自の上乘せの助成を行いました。

### イ 保育士等の人材育成

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応や家庭支援などの課題別の研修等を開催しました。また、平成 28 年 4 月に向けては、新設の地域型保育事業の保育従事者を対象に、開所前研修を開催しました。

## 3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 699 園のうち、348 園 (2,848 人) で定員外入所を実施している一方、246 園 (1,665 人) で定員割れが生じています。

新設保育所の 4・5 歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2 歳、3 歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後 2 年間は、定員割れの算定から除いています。

	定員外入所数			定員割れ人数		
	27年4月 (A)	28年4月 (B)	差引 (B-A)	27年4月 (A)	28年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数	314園	348園	34園	272園	246園	▲26園
人数	2,433人	2,848人	415人	1,947人	1,665人	▲282人
内訳	乳児(0~1歳)	556人	748人	510人	371人	▲139人
	幼児(2~5歳)	1,877人	2,100人	223人	1,437人	▲143人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の 4・5 歳児枠については、算定から除く。)

## 4 28年度の取組

### (1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,543人の受入枠拡大を図ります。

特に保育所の整備が必要な地域を「重点整備地域」に指定し、開所後賃借料補助金の拡充により、整備を促進します。また、保育所を整備すべき場所に適地が見つからないエリアについて、国家戦略特区制度を活用し、特区に指定した都市公園内に保育所等を設置します。

#### <賃借料補助の拡充>

地域	補助基準額(月㎡単価)	補助率	補助期間
重点整備地域	3,000円	2/3	10年間
整備が必要な地域	3,000円	1/2	5年間

取組		28年度予算
I 保育所等の新設等による定員増		
	認可保育所整備	1,397人
	幼保連携型認定こども園の整備	280人
	小規模保育整備事業	361人
	横浜保育室の認可移行支援	272人
II その他の取組		
	家庭的保育事業	13人
	地域型事業所内保育	10人
	私立幼稚園預かり保育の拡充	210人
合計		2,543人

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を昨年度に引き続き実施します。

### (2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

ア 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、1年度限定型又は2年度限定型保育にて受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。

イ 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園の預かり保育を充実していきます。

ウ 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

### (3) 保育士の確保

28年度は保育士確保のため、潜在保育士や養成校卒業予定者など対象を幅広く捉え一人でも多くの保育士の方に市内保育施設に従事していただけるよう、次の取組を進めます。

#### ア 保育士修学資金貸付事業・潜在保育士再就職支援事業<新規>

今年度から新たに、保育士養成校卒業予定者向けに修学資金貸付事業を実施します。また、潜在保育士向けには就職準備金の貸し付けを行い、経済的に厳しい方を支援するとともに、新たな人材確保に繋がります。

#### イ 保育士就職支援講座・就職面接会

最近の保育に関する知識・技術を習得するための講義等を行う「就職支援講座」を実施するとともに、横浜市私立保育園園長会やハローワーク等と連携して、保育運営事業者も参加する「就職面接会」を開催します。

#### ウ 保育士・保育所支援センター事業

神奈川県や政令市等と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」において、保育士の就職相談・あっせん等の支援と、市内保育施設の人材確保策の推進を図ります。

#### エ 保育士宿舎借上げ支援事業等

保育士用宿舎借上げに係る経費助成を行うとともに、保育士資格取得支援を行うなど、国の補助事業を積極的に活用していきます。

### (4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、監査や運営指導、保育士の処遇改善を目的とした助成を引き続き行うほか、28年度は保育士の人材育成の支援を強化します。

具体的には、従前の研修を引き続き開催するほか、それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育・教育分野の有識者等をサポーターとして派遣し、自園の質向上の取組を支援します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を新規に開催します。

# 参考資料 1

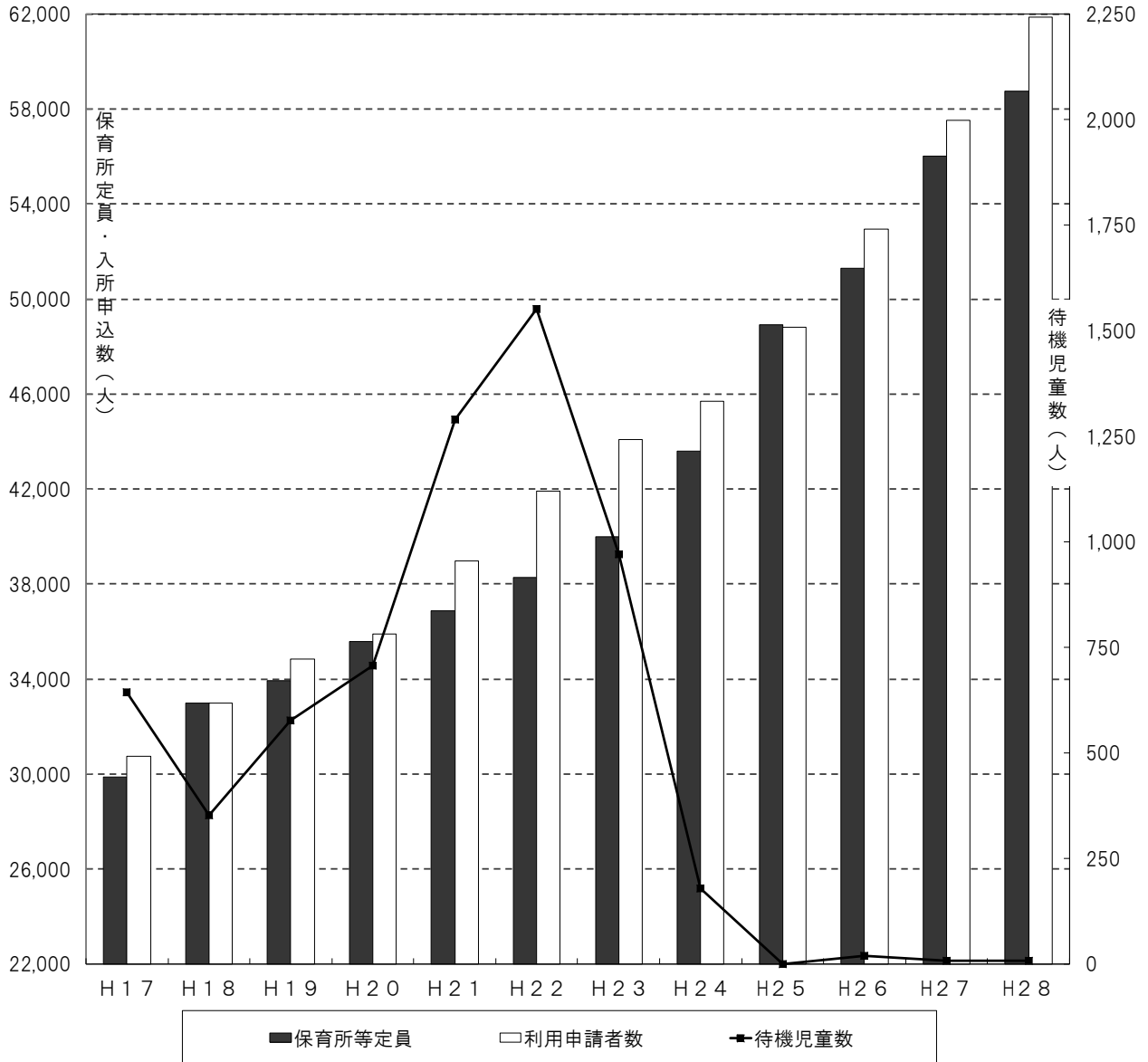
## 平成 28 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 27 年度との比較—

区 名	平成27年4月1日現在						平成28年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	16,343	66	5,091	5,130	286	3	16,319	72	5,479	5,676	331	3
神奈川	11,641	48	3,567	3,611	317	0	11,712	56	3,878	3,964	325	2
西	4,824	23	1,265	1,148	115	0	4,764	25	1,325	1,257	130	0
中	6,605	32	1,886	1,881	76	0	6,631	34	1,984	2,021	103	0
南	8,263	34	2,380	2,404	113	0	8,145	39	2,532	2,560	124	0
港南	9,775	48	3,473	3,505	86	0	9,520	53	3,594	3,659	106	0
保土ヶ谷	8,994	41	3,013	2,859	67	0	9,017	44	3,156	3,081	130	0
旭	11,459	49	3,328	3,294	103	0	11,227	50	3,357	3,380	125	0
磯子	8,033	33	2,287	2,254	148	0	8,216	36	2,462	2,493	180	0
金沢	8,956	42	2,979	2,937	31	0	8,750	42	3,028	3,067	61	0
港北	18,825	79	5,792	5,847	448	3	19,091	88	6,059	6,340	564	2
緑	9,649	48	3,225	3,069	60	0	9,476	52	3,245	3,216	116	0
青葉	16,289	60	4,197	3,933	305	2	16,057	68	4,505	4,237	232	0
都筑	13,844	54	3,731	3,580	82	0	13,589	57	3,864	3,818	143	0
戸塚	14,681	58	4,216	4,226	174	0	14,377	64	4,472	4,499	255	0
栄	5,752	20	1,454	1,390	52	0	5,465	22	1,530	1,416	63	0
泉	7,493	33	2,544	2,450	42	0	7,276	37	2,690	2,561	60	0
瀬谷	6,169	29	1,594	1,474	29	0	5,932	29	1,594	1,511	69	0
合計	187,595	797	56,022	54,992	2,534	8	185,564	868	58,754	58,756	3,117	7



## 参考資料 2

### 待機児童数等の推移



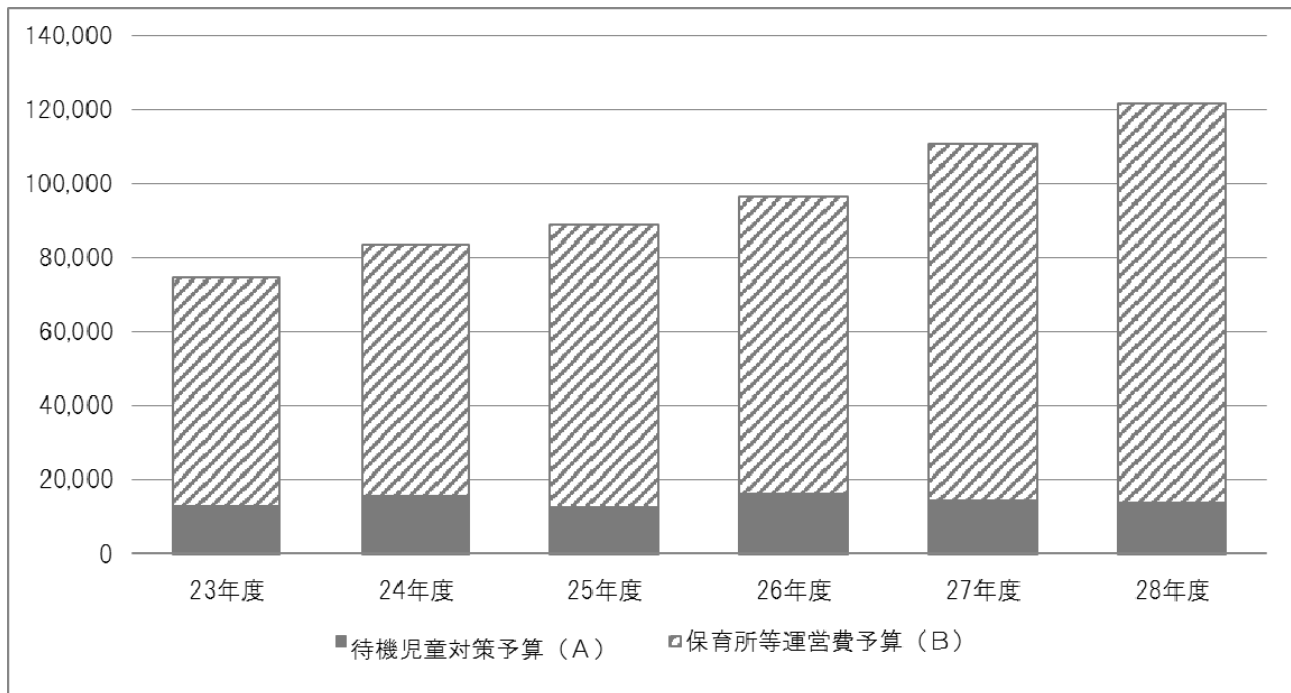
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
保育所等施設数	327	368	383	402	420	436	459	507	580	611	797	868
保育所等定員	29,888	32,994	33,944	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754
就学前児童数 (A)	200,022	198,183	196,763	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564
利用申請者数 (B)	31,253	33,387	35,466	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873
申請率 (B/A)	15.6%	16.8%	18.0%	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%
利用児童数	29,264	31,971	33,442	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756
待機児童数	643	353	576	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

## 参考資料 3

### 平成 23 年度から 28 年度の待機児童関連予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、5.4パーセントから8.0パーセントへ、2.6ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
待機児童対策予算 (A)	12,841	15,727	12,540	16,265	14,276	13,591
保育所等運営費予算 (B)	61,782	67,685	76,305	80,201	96,383	107,953
横浜市一般会計予算 (C)	1,389,914	1,409,708	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316
(A+B) / (C)	5.4%	5.9%	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%

※25年度予算 (A) の中に、横浜保育室認可移行支援の経費を含めています。

※25年度予算 (C) は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。

※27年度以降、予算 (A) (B) は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

## 参考資料 4

### 利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づき A～I の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1 「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
B	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	障害	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
C	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。
D	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
E	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合。
G	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。
※1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。